

(7) 健康日本21あいち計画評価推進事業

1 背景及び経緯

本計画は、10年計画であり、最終年度である平成22年度より2か年で最終評価を行い、今後の推進方策の見直しを行う。

2 根拠法令

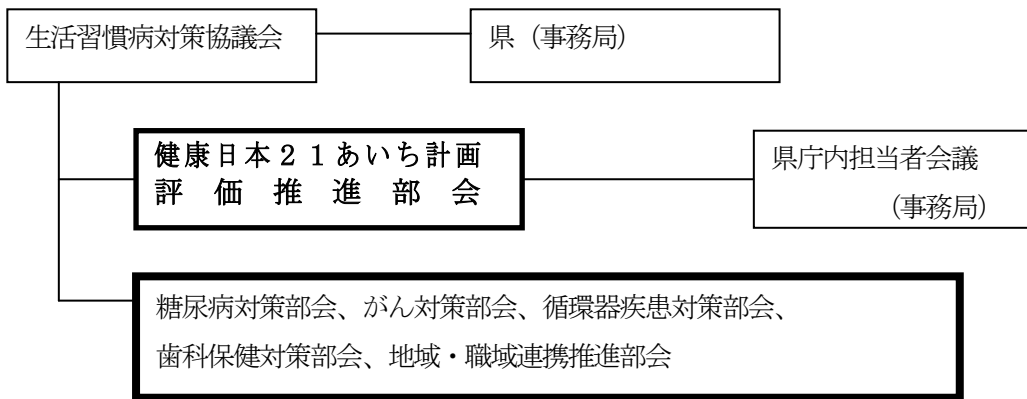
健康増進法第8条第1項の規定により、都道府県健康増進計画の策定について義務

*「健康増進法第8条第1項 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。」

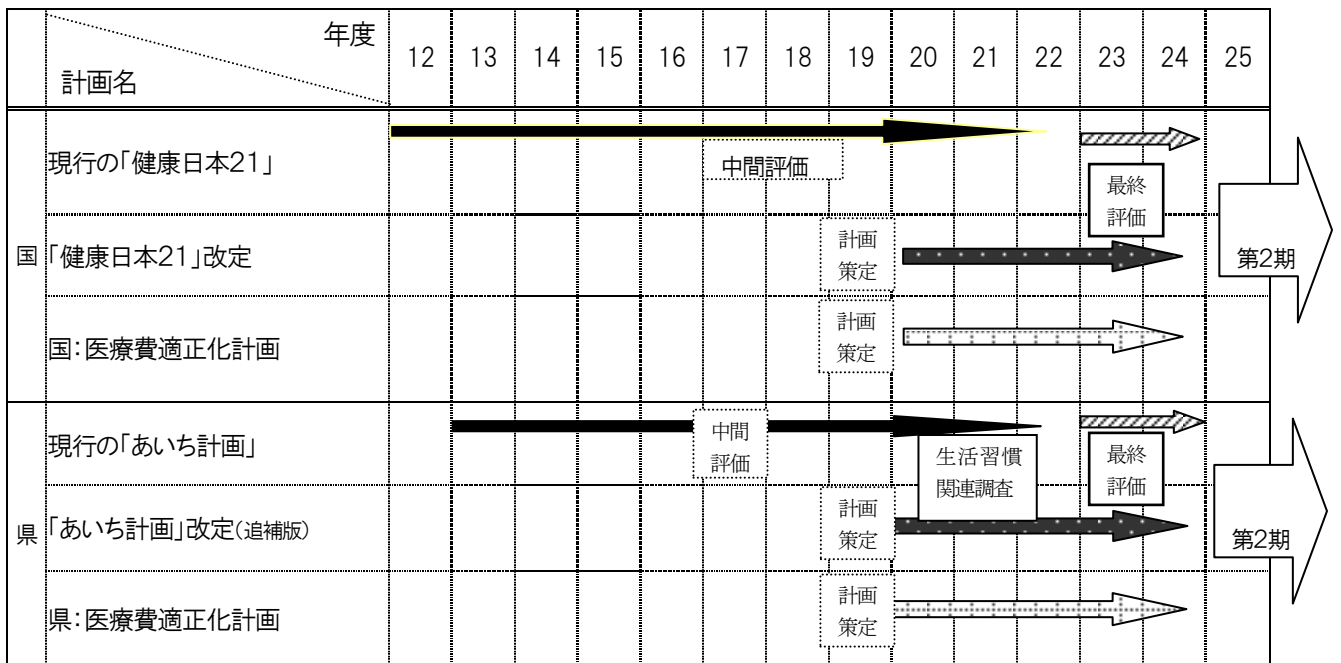
3 事業の概要

健康日本21あいち計画評価推進部会の開催 年2回

4 健康日本21あいち計画評価推進部会の位置づけ



「健康日本21あいち計画」の流れ



→ = 現行目標により推進